

検討会議(福祉等複合施設)における意見交換結果(案)まとめ

資料2

フロア	機能	主な諸室	所管課
1 階	地域交流センター	交流スペース、展示ギャラリー	高齢者・ 地域福祉課
2 階		交流スペース（災害ボランティアセンター）、 会議室（3 室）、学習スペース/会議室	
	社会福祉協議会	相談窓口	
	障害者基幹相談 支援センター	相談窓口	障害福祉課
3 階	子育て世代包括 支援センター	相談窓口	こども家庭課
	児童館	子育て交流スペース、集会室、図書室	こども未来課
4 階		活動室、多目的スタジオ、屋内遊戯室、プレイ スペース	
—	共用	施設管理室、駐車場、厨房、赤ちゃんの駅、ト イレ	—

検討会議(福祉等複合施設)における意見交換結果(案)まとめ

	福祉等複合施設の計画経緯について	福祉等複合施設の機能について	要旨	方向性
高齢者・ 地域福祉課	①社会福祉協議会(本部機能の一部) ・令和元年の台風19号により、<u>社協(本部)が入居する総合福祉センターが機能停止に陥った</u>。これにより、<u>災ボラの設置場所となる施設として、別の安全な場所への移転の検討を行い、災ボラを運営する社協の移転を計画するに至った</u>。 ・<u>指定管理で実施する障害福祉課が所管する機能も移転対象となっていた</u>。	①社会福祉協議会(本部機能の一部) ・<u>災ボラの移転に関しては、安全な場所での設置が必要であり、溝沼浄水場跡地は水害面では安全な場所である</u>。 ・<u>総合福祉センター(はあとぴあ)は令和元年の被害を踏まえ、様々な災害対策を行っており、その後、機能停止に至るような事象は生じていない</u>。 ・<u>今後、大規模改修されることで、雨漏りなどの改修など機能回復が更に図られると想定され、現時点においては、移転を計画していた頃より社協(災ボラ)移転の緊急性は低下している</u>と考える。 ・<u>仮に災ボラを運営する社協移転を考えるのであれば、本部機能の一部ではなく全部を移転させることが望ましい</u>。	・<u>総合福祉センター(はあとぴあ)において、災ボラの機能維持のための災害対策が実施されている</u>。 ・<u>今後、大規模改修され、機能回復されることを想定すると、計画当初より移転の緊急性は低下している</u>。	
	②地域交流センター ・<u>サロン等の開催場所としての会議室や住民が気軽に立ち寄れる交流スペースの設置が望まれていた</u>。	②地域交流センター ・<u>市民生活をより豊かにし、地域福祉を推進するための機能であることから、地域の方々が集まることができる施設は必要と考えている</u>。 ・<u>設置する場合については、北朝霞・朝霞台方面に公共施設が少ないため、北朝霞・朝霞台方面が良いと考える</u>。 ・<u>しかしながら、多大な費用をかけて、溝沼浄水場跡地に施設を整備せずとも、市民センターなどの一部に同様のスペースを確保することで、同様の目的を達成できる余地はある</u>。	・<u>機能の必要性はあるが、市民センターなど既存の公共施設の一部に同様のスペースを確保することで目的を達成できる余地がある</u>。	

検討会議(福祉等複合施設)における意見交換結果(案)まとめ

	福祉等複合施設の計画経緯について	福祉等複合施設の機能について	溝沼浄水跡地での必要性に関する要旨	方向性
障害福祉課 障害者支援係	①社会福祉協議会(障害者就労支援センター) ・「障害者相談支援センター」は福祉作業所と緊密な連携が必要であることから、「障害者就労支援センター」のみ移転することとなった。	・「障害者就労支援センター」は、センター職員の移動や利用者の来所に公共交通機関を利用することが多く、 <u>駅近を希望する声</u> もあることから、福祉等複合施設に入ることが望ましいと考える。 しかしながら、 <u>障害者就労支援センター及び障害者基幹相談支援センター</u> いずれも立地条件から機能性や利便性を高めるもので業務としては、 <u>ほかの適切な場所</u> で実施することも可能であると考える。	駅周辺を希望する声があるが、ほかの適切な場所での実施も可能。	
	②障害者基幹相談支援センター ・ <u>地域福祉課に重層的支援体制整備の総合窓口としての役割を期待しており、「障害者基幹相談支援センター」や「基幹型地域包括ケアセンター」などの支援機関を設置することで、重層的支援体制の構築を目指していた。</u>	・「障害者基幹相談支援センター」は移転を前提とした家賃負担を含む委託契約をしていることに加え、 <u>立地から機動的に活動が行えるため福祉等複合施設に入ることが望ましいと考える。</u> しかしながら、 <u>障害者就労支援センター及び障害者基幹相談支援センター</u> いずれも立地条件から機能性や利便性を高めるもので業務としては、 <u>ほかの適切な場所</u> で実施することも可能であると考える。		

検討会議(福祉等複合施設)における意見交換結果(案)まとめ

	福祉等複合施設の計画経緯について	福祉等複合施設の機能について	溝沼浄水跡地での必要性に関する要旨	方向性
こども家庭課 こども保険係	・以前は母子手帳の交付を保健センターと総合窓口課及び各出張所・支所の5か所で行っていたが、平成29年から交付時に必ず専門職が面談を行うこととなったため、保健センター内の子育て世代包括支援センター1か所のみでの交付となった。 ・その後、北朝霞・朝霞台方面の方の利便性や妊娠初期の体調を考慮する中で、北朝霞駅方面にも交付窓口を設置するよう要望があり、福祉等複合施設の計画の中に子育て世代包括支援センターを併設する形になった。	・児童館と併設することで、親子が気軽に訪れることができるようなイメージをしていた。「北朝霞・朝霞台方面での窓口設置」というスタートであるため、他に適切な場所が確保できれば、配置の再考は可能と考える。	他に適切な場所が確保できれば、配置の再考は可能。	
こども未来課 こども支援係	・小中学校のPTA等による保護者代表連絡協議会から、令和2年度より継続して三原方面(5小学区)への児童館建設の要望が寄せられている。五小児童、保護者へのアンケートにおいて新児童館建設の要望が高かった。 ・児童館運営協議会において新児童館建設の要望があった。	・五小学区(三原方面)には、既設の児童館がなく、児童・保護者からも要望が寄せられていることから、所管課としては単独施設、複合施設のいかんを問わず「児童館」機能の設置が必要であると考えている。 ・近年の夏の酷暑化等により、地域において子どもたちが安心・安全に遊ぶことが出来る「機会」や「場所」が減少してきていることから、地域の身近な遊びの拠点としての「児童館」の役割が重要となっている。 ・地域の居住人口等の集積を考慮すると、幼児、児童、中・高生等の遊び場として、また、家庭、学校以外の「第3の居場所」として、気軽に集い、いつでも悩みを相談ができ、心身を成長させる事が出来る児童館は、青少年の健全育成に必要な施設であると考えている。	五小学区(三原方面)には、既設の児童館がなく、児童・保護者からも要望が寄せられており、「児童館」機能の設置が必要である。	